

(仮称) 岡山県庁内保育施設設置計画策定事業委託業務の企画提案を募集する公告

(仮称) 岡山県庁内保育施設設置計画策定事業委託業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

岡山県知事 伊原本 隆太



1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

(仮称) 岡山県庁内保育施設設置計画策定事業委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

(4) 委託金額 (見積上限額)

4,055,073 円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募開始日から契約締結日までの間に、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領 (平成 19 年岡山県告示第 332 号) に基づく現に有効な入札参加資格を有しており、かつ同要領に規定する入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間に、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例 (平成 22 年岡山県条例第 57 号) 第 2 条第 1 号及び第 3 号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと。(参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下 (5) において同じ。)
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (7) 過去 5 年間に保育施設 (公立や認可ではないものを含む。) の開設及び運営に関する計画の策定または支援業務を元請として受託し適切に完了した実績があること。

3 事務を担当する課

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp 電話：086-226-7348

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続き等

項目	スケジュール
(1) 募集公告等の公表・配布	令和7年4月22日(火)～5月19日(月)
(2) 募集公告等に関する質問受付	令和7年4月22日(火)～5月2日(金)
(3) 企画提案参加資格確認申請	令和7年4月22日(火)～5月2日(金)
(4) 企画提案参加資格要件の審査	令和7年5月7日(水)～5月13日(火)
(5) 企画提案書の受付	令和7年5月14日(水)～5月19日(月)
(6) プレゼンテーション、審査	令和7年5月26日(月)予定
(7) 委託候補者の選定、通知・公表	令和7年5月28日(水)予定

(1) 募集公告等の公表・配布（配布期間、配布場所）

① 配布期間

令和7年4月22日(火)～5月19日(月)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

② 配布場所

上記3と同じ（岡山県ホームページ（下記URL）からダウンロード可、ただし掲載は令和7年5月19日(月)午後5時15分まで）

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>

(2) 募集公告等に関する質問受付

① 受付期間

令和7年4月22日(火)～5月2日(金)午後5時15分

② 提出書類

仕様書に対する質問書・回答書（様式第3号）

③ 提出方法

上記3あてメールにより送付（送付後に電話で受付を確認すること。）

④ 質問に対する回答方法

本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。

ただし、本提案に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又

は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

(3) 企画提案参加資格確認申請（申請書の受付）

① 受付期間

令和7年4月22日(火)～5月2日(金)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

② 提出書類

- ・ 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第1－2号）
- ・ 組織の概要が確認できる資料（様式不問、パンフレット等で可）
- ・ 役員等名簿（様式第2号）
- ・ 定款、寄付行為又は会則等の写し（原本証明を付すこと。）
- ・ 法人でない団体の場合は代表者の身分証明書の写し（原本証明を付すこと。）
- ・ 過去5年間に保育施設（公立や認可ではないものを含む。）の開設及び運営に関する計画の策定または支援業務を元請として受託し適切に完了した実績が確認できる資料（様式不問）

③ 提出方法

上記3あて持参又は郵送（郵送の場合は「特定記録」を用いること。）

(4) 企画提案参加資格要件の審査（審査結果の通知）

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年5月13日（火）までにその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(5) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和7年5月14日(水)～5月19日(月)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

提案者がいない場合は再度、募集を行う。

② 提出書類

・ 企画提案書

仕様書及び別表「評価の項目、基準、内容及び配点」の内容を踏まえて作成すること。

A4両面印刷を原則とするが、表現の都合で一部を変更しても構わない。

記載内容は平易、簡潔かつ明瞭なものとし、文字は注釈等を除き原則11pt以上とすること。

記載項目は別表の項目に沿って、順序を変えずに記載すること。

ページ番号は表紙及び目次を除く通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

・ 見積書及び積算内訳書（様式不問）

③ 提出方法

上記3あて5部（正本1部・副本4部）を持参又は郵送（郵送の場合は「特定記録」を用いること。）

(6) プレゼンテーション、審査

① 審査体制

審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行う。

審査に当たっては、別表「評価の項目、基準、内容及び配点」により、各選定委員が企画提案書の評価を行い、採点する。

② プレゼンテーションの開催予定日及び場所

令和7年5月26日（月）に岡山県庁内で開催予定であり、詳細が定まり次第、企画提案書を提出した者に通知する。

③ プレゼンテーションの出席者

提案者の出席人数は4人以内とし、かつ本業務を担当する総括責任者又は主任担当者が必ず出席し、プレゼンテーションに関する全体の進行を行うこと。企画提案書の中で、総括責任者又は主任担当者を明記すること（評価項目⑥本業務の実施体制での記載が想定されるが、明記されていれば記載場所は問わない）。

④ プレゼンテーションの実施方法

提案者が企画提案書について説明したのち、各選定委員による質疑を行う。

実施時間は提案者1者につき50分以内（説明20分程度、質疑応答30分程度）とする（時間は現時点での想定）。

(7) 委託候補者の選定、通知・公表

① 選定方法

各選定委員の採点結果を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

平均点が60点に達しない提案者は、選定の対象としない。

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、平均点が60点以上であれば、当該提案者を委託候補者として選定する。

③ 選定結果の通知・公表

委託候補者は、岡山県ホームページで公表する。

審査結果は、各提案者に郵送により通知する。

他の提案者に係る審査結果や内容についての問い合わせには応じない。

6 契約締結手続き等

(1) 契約の締結

委託候補者を選定後、提出された企画提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

この協議により、企画提案書の内容を一部変更して契約を締結することがある。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

7 選定対象からの除外、選定の取消し

提案者が次に掲げる事項に該当した場合は、その者を選定の対象から除外し、若しくは委託候補者の選定を取り消すことがある。

(1) 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、不

正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

- (2) 本件企画提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 提案者が上記2に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出書類の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、提案者に無断で使用することはない。
- (5) 県は、当該委託業務手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 企画提案参加資格確認申請を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。